

(1) 令和 7 年度の事業の実績および
令和 8 年度の主な取組について

③感染症対策について

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

「新型インフルエンザ等対策」について

新型インフルエンザ等対策特別措置法とは

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を、「感染症法」、その他の新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延防止の法律と相まって図るために制定。

新型インフルエンザ等対策行動計画とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、下記の目的を達成するため、国や自治体(県・市町村)が定めなければならない感染症の発生段階に応じて、取るべき具体的な対策をまとめた計画(法定計画)。

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民(国民・県民)の生命及び健康を保護する。
- ② 市民(国民・県民)の生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

<対策推進のための役割分担>

主体	主な役割
国	・新型インフルエンザ等の発生時に自ら対策を実施し、地方公共団体等が実施する対策を支援 ・ワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保 ・感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有 等
県	・特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担当 ・医療提供体制の整備、検査体制の構築、まん延防止の対策 等
市町村	・住民に対するワクチンの接種 ・県との連携のもと、患者や濃厚接触者への生活支援、要配慮者への支援 等

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

加賀市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)の概要について

計画の概要

位置づけ

新型インフルエンザ等対策の実施に関する市の行動計画

目的

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
2. 市民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

主な記載内容

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
- ・各対策項目における発生段階ごとの対策の内容

計画の期間

令和8年度中から(計画改定後から)
(今後はおおむね6年ごとの政府行動計画、県行動計画の改定を踏まえ必要に応じ改定)

根拠法

新型インフルエンザ等対策特別措置法

参考とする計画

・新型インフルエンザ等対策政府行動計画(令和6年7月閣議決定)
・石川県新型インフルエンザ等対策行動計画(令和7年3月改定)

対象となる感染症

新興感染症(厚労大臣が指定する以下のもの)
・新型インフルエンザ等感染症
・指定感染症
・新感染症
(全国的かつ急速なまん延の恐れのあるもの)

計画のポイント

平時の準備の充実

- ・国や県等の関係機関と連携し **平時から実効性のある訓練を定期的に実施**し、点検・改善
- ・協定締結による、**有事の際の感染症対策物資の確保**

有事のシナリオの再整理

- ・新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に渡る複数の波が来ることも想定して対策を整理
- ・検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、市民経済の状況等に応じて、感染拡大と市民経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え

対策時期の区分けに応じた対策の充実

- ・各対策の記載を、改定前の6期(①未発生期②海外発生期③市内未発生期④市内発生早期⑤市内感染期⑥小康期)から**3期(①準備期、②初動期、③対応期)**に区分けし、幅広いシナリオに対応できるようにする。

対策項目の充実

- ・対策項目に、①保健 ②物資 の項目を新たに追加し、**新型コロナ対応で課題となった事項(健康観察及び生活支援、感染症対策物資等の不足等)を中心に、対策を充実**

新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

市の実施体制(初動期以降)

時期	初動期	～ 対応期
	国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑い	厚労省による新型インフルエンザ等発生の公表(感染症法)
国	閣僚会議、関係省庁対策会議	政府対策本部【特措法】
県	石川県新型インフルエンザ等対策警戒本部	石川県新型インフルエンザ等対策本部【特措法】
		保健医療調整本部【県独自】
	感染症連携協議会(常時設置)【感染症法】	保健医療調整本部会議【県独自】 (拡大感染症連携協議会)
市	市連絡会議 【特措法に基づかない任意設置】 会長:健康福祉部長 委員:関係部総務担当課長	市対策本部 【特措法に基づく設置】 本部長:市長 副本部長:副市長、教育長、病院事業管理者 全体統括:危機対策部長 総務統括:総務部長 健康統括:健康福祉部長 本部員:各部局の長
	※ 計画改定前と比べ、市対策本部構成員を追加	